

<第45回 同窓会定時総会 第1号議案 資料1>

京都学園大学同窓会会則の改正案について

京都学園大学同窓会会則の一部を次のとおり改正する。

(提案理由)

現状の同窓会組織に則した運営体制を確立するとともに、社会的コンプライアンスのより一層の充実を図るため。

(改正の主な内容)

会員数2万9000名を有する団体に応じた運営組織に改め、また、関係機関へのコンプライアンスに迅速に対応するため、次の内容で改正する。

- (1) 総会、理事会および常任理事会の位置づけを明確にし、現状に則した会則に改める。
- (2) 総会は最高議決機関として会則変更を決議するとともに、理事会決議事項の報告を受けた承認機関に位置付ける。
- (3) 事業計画、予算、決算等通常会務事項の審議、決議は理事会に委ね、総会報告事項とする。
- (4) 常任理事会を会務の執行機関に位置付ける。
- (5) 総会に会員の交流、研修等の場としての機能を加える。
- (6) 改正により、関係機関への提出書類に速やかに対応して行く。
- (7) その他、改正にともなう整合性を図るため、関係条文を改正する。

(改正条文)

第9条第3号中「理事は」の後に「原則」を加え、「執行する。」を削り、「決議する。」を加える。
第9条第4号中「理事会における審議事項を協議する。」を削り、「この会の会務を執行する。」を加える。

第12条中、ただし書きを削る。

第12条第2項中「(以下同じ)」を削る。

第16条中「正会員で組織する」を削り、「会則の変更について審議し、決議する」を加える。

第16条第2項中「総会は、」の後に「正会員で組織し、」を加える。

第16条第5項を次のとおり改める。

- 5 定時総会は、理事会の決議事項の報告を受け、承認する。

第16条に次の1項を加える。

- 6 定時総会においては、会員交流並びに会員の文化、福祉等の向上を図る事業を実施することができる。

第17条第3項中「審議」の後に「、決議」を加える。

第17条第3項第4号中「選任」の後に、「および解任」を加える。

第18条第4項中「審議する。」を削り、「審議し、会務の執行を行う。」を加える。

(附則)

- 7 この会則の変更は、平成29年10月28日から施行する。

※ 条文改正箇所については、別紙、新旧対照表参照